



2017年1月1日

広報とびしま

渚地区住宅地 第1期一般分譲について

渚地区住宅地第1期分譲につきまして、好評につき全ての区画(25区画)にお申込みをいただきました。そのため、1月20日から予定していましたが一般分譲は行いません。

今後の住宅地分譲の情報等につきましては、随時広報及びホームページ等でお知らせいたします。

●問合せ先

開発部整備推進課

同報無線の曲が 変わります

2月より、朝6時に同報無線で流れる曲が、「キラリとびしまのびのび体操(オルゴール)」に変更となります。



●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

臨時職員募集 (平成29年4月1日採用)

敬老センター運転手 1名

●応募資格

- ・大型自動車免許取得者
- ・64歳まで

(平成29年3月31日現在)

●勤務内容

送迎バスの運転

敬老センター補助員 1名

●応募資格

- ・介護福祉士免許取得者
- ・64歳まで

(平成29年3月31日現在)

●勤務内容

敬老センター事業補助・送迎バスの添乗

■共通事項

●勤務場所

敬老センター

●勤務日及び勤務時間

月曜～金曜(祝日を除く)

午前8時30分～午後4時30分のうち7時間以内(休憩時間を除く)

●応募期間

1月5日(木)～31日(火)

●応募方法

履歴書を郵送又は持参

(午前8時30分～午後5時15分)

※土曜・日曜及び祝日を除く

●申込み・問合せ先

敬老センター

飛島公共交通バス(飛島バス) 蟹江線のダイヤ改正及び

バスロケーションシステムの導入について

平成29年1月1日から飛島バス蟹江線のダイヤ改正を実施するとともに、バスロケーションシステムを導入します。

●ダイヤ改正のポイント

①平日ダイヤを見直します。

分館1便:近鉄蟹江駅前出発を10分早めます。

蟹江1便:新政成神社出発を7分早めます。

蟹江4便:新政成神社出発を5分早めます。

②分館3便の臨海部直行使を、一部途中下車

(神戸新田、松之郷、善光寺前の3つのバス停)できるようにします。

また、ダイヤ改正に合わせて、パソコンやスマートフォンで飛島バスがどこを走っているかを調べることができるバスロケーションシステムを導入します。バスロケーションシステムの利用にあたってはインターネットに接続できる環境が必要です。

詳細については村公式ホームページ(<http://www.vill.tobishima.aichi.jp>)をご覧ください。

●問合せ先

総務部企画課



平成29年 「年輪のつどい」の 開催について

50歳、60歳、70歳の人生の節目を迎えた村民の皆様が一堂に会し、同年代の親睦と情報交換の場となることを目的とした、記念行事「年輪のつどい」を開催します。

この行事は生涯教育活動の一環事業として平成2年から「生きがい成人式」として始まり、平成12年に「年輪のつどい」と名称を変え、毎年開催しています。

●日時

2月26日(日)

午前9時30分式典開始

(午前9時受付)

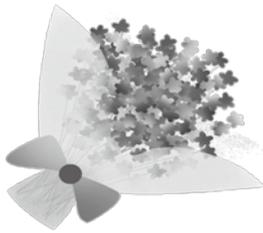
●場所

中央公民館 3階 視聴覚室

※対象となる皆様全員に案内状をお送りします。

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課



保険税(料)納付状況の お知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月

から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月下旬に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に

「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期

高齢者医療保険料納付額確認書」「介護保険料納付額確認書」を送付します。年金から特別徴収されている方は、1月下旬に日本年金

機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険

料が記載されていますので、本村

からののお知らせは送付しません。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療保険】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内保健福祉課

飛島村へ寄附

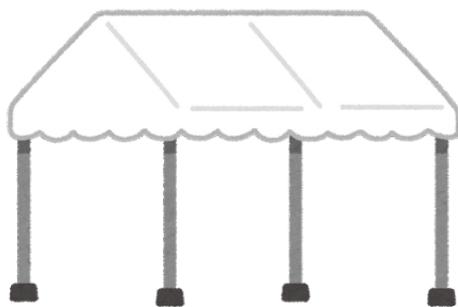
あいち海部農業協同組合様より寄附がありました。ありがとうございました。

飛島村の有害鳥獣駆除事業へ

捕獲器(箱罟) 10台

飛島学園へ

防災用テント 1張



障害者・ 特別障害者控除の 申請について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障がい者に準ずる方等として飛島村長の認定を受けている方(要介護認定1以上)の方についても状態によつては控除対象者とする事としております(飛島村の被保険者に限りません)。

障害者控除対象者認定書の交付を希望される場合は、障害者控除対象者認定申請を提出していただく必要があります。

障害者控除対象者認定書の交付については、すこやかセンター内保健福祉課・介護保険係へお尋ねください。

なお、村公式ホームページからも申請書はダウンロードいただけます。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課



第3回 AOKT (あま・大治・蟹江・飛島) 地域間交流事業～甚目寺観音「節分会」見学会～ 参加者募集!!

本村とあま市、大治町、蟹江町は、様々な分野で連携を図るための取組みを協議する場として、平成24年9月7日に「あま・大治・蟹江・飛島まちづくり連携会議 (AOKT)」を設立しました。

あま市・大治町・蟹江町・飛島村の方々と親交を深める AOKT 地域間交流事業として、今年度は**甚目寺観音「節分会」見学会**を行います。

参加費は**無料**です。みなさまお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。



●日 時 2月3日(金)

午前8時40分 飛島村役場集合・出発

午後0時55分 飛島村役場到着・解散予定

●対 象 飛島村・あま市・大治町・蟹江町に在住・在勤の方

※小学生以下のお子様は保護者(20歳以上)のご同行が必要です。

●定 員 各20名(定員を超えた場合は抽選)(4市町村合計80名)

●参加費 無料(会場での買物等は実費となります)

●申込期限 1月16日(月)

●スケジュール(予定)

午前8時40分 役場東側駐車場集合・出発(村有バス)

9時20分 甚目寺公民館到着

9時30分 あま市長あいさつ

9時35分 あま市の文化・歴史について講話

10時00分 甚目寺観音へ移動開始(徒歩)

10時10分 甚目寺観音に到着

～自由時間～

午後0時15分 甚目寺観音を出発(村有バス)

0時55分 役場到着・解散



●**申込方法** 総務部企画課にお越しいただくか、村公式ホームページから様式をダウンロードし、メール・FAXまたは郵送でお送りください。バーコードリーダー(QRコード)対応のスマートフォン・携帯電話をお持ちの方は、右のQRコード画像を読み込んでいただくと申込みサイトにアクセスできます。



スマートフォン用



携帯用

●**申込み・問合せ先** 総務部企画課 FAX 52-0089
✉ tb-kikaku@vill.tobishima.lg.jp

振り込め詐欺等注意喚起 年賀はがき贈呈式

振り込め詐欺等を未然に防止するため、飛鳥郵便局と共に企画した「振り込め詐欺等注意喚起年賀はがき」を、協賛していただいた株式会社サガミフードから贈呈していただきました。

贈呈していただいた年賀はがきは平成29年元旦に配達されております。



お気軽にご相談ください 民生(児童)委員紹介

民生委員は、社会福祉に熱意のある村民の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者です。

児童委員を兼ねており、生活困窮者の支援をはじめ、児童・母子・高齢者・心身障がい者の福祉など広く地域の福祉増進のために自主的な活動をします。

12月1日から3年間、委員として活躍していただく方々と担当地区を紹介します。(敬称略)

担当地区	氏名
元起	森下 美由紀
竹之郷	早川 盛行
竹之郷	浅井 一富美
渚	山田 早由美
梅之郷・三福	服部 泉
服岡	鈴木 麗子
大宝・八島	成田 逸雄
古政成	柳 紀代子
新政成	下里 太喜
主任児童委員	佐藤 紀美代

ふれ愛チャリティー コンサートのお知らせ

障がい者への理解を深めていただくためにチャリティーコンサートを開催します。

●日時 2月12日(日)

開場午後1時30分
開演午後2時

●場所 津島市文化会館

●出演者 ザ・ワイルドワウンズ

●協力金 1枚 2,800円

●主催 飛鳥地区心身障害児者保護者会連合会

●問合せ先 飛鳥村社会福祉協議会



一般不妊治療費を 助成します

子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦に対する支援として、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っています。

●助成対象者

村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療(ホルモン療法や人工授精など)を受けた方

●助成金額

一般不妊治療に要した医療費本人負担額の年度内5万円までは全額、5万円を超える分は2分の1相当額程度

●助成期間

通算2年

●申請期限

平成28年3月から平成29年2月までの治療費に係る助成は、平成29年3月31日までに申請してください。

※事業の詳しい内容については、事前にすこやかセンター内保健福祉課までお問合せください。



日本年金機構 からのお知らせ

国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付でも割引額の大きな2年前納ができるようになります。

現金(納付書)による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。

(最大で4月分から翌々年3月分まで2年分の前納が可能になります。)

クレジットカードによる前納

新たに2年前納が可能になります。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。

※有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

※現金・クレジットカードによる2年前納の申出受付開始については、最寄りの年金事務所へお

問合せください。

問合せ先

ねんきんダイヤル
(ナビダイヤル)

☎0570-051165

雑誌配布のお知らせ

平成26年4月から27年3月までの間に利用者にご利用いただいた雑誌を無料配布します。

日時

①1月28日(土)・29日(日)

午前9時～午後5時

②1月31日(火)

午前10時～午後3時

場所

すこやかセンター

2階 保健指導室

対象者

①は、在住・在勤の方

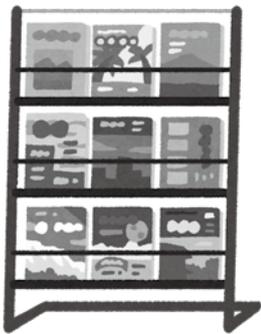
ひとり5冊まで

②は、どなたでも

冊数に制限なし

問合せ先

すこやかセンター内図書館



新成人の皆さん

忘れずに国民年金の 加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

●問合せ先 民生部住民課